

公益財団法人循環器病研究振興財団
非常勤職員（リサーチ・レジデント）就業細則

（目的）

第1条 この非常勤職員（リサーチ・レジデント）就業細則（以下「細則」という。）は、公益財団法人循環器病研究振興財団（以下「財団」という。）に採用されるリサーチ・レジデントの就業形態について、その勤務場所が日本国内各地の研究機関となることから、就業に関する基本的な事項について定めることを目的とする。

2 この細則に定める事項のほか、リサーチ・レジデントの就業に関しては、労働基準法、財団の就業規則及び財団の若手研究者育成活用（リサーチ・レジデント）規程（以下、「規程」という。）等の定めるところによる。

（勤務形態）

第2条 1週間当たりの勤務時間数は40時間を基準とする。ただし、規程第11項により受入機関の長の定めるところによるものとする。

2 1日の就業時間、始業、終業、休憩、休息および休日等については、前項ただし書きの規程を準用する。

（出勤簿の押印）

第3条 リサーチ・レジデントが出勤したときは、直ちに自ら出勤簿に押印しなければならない。

2 前項の手続きを怠った場合は、欠勤したものとして取扱うことができる。

3 受入研究者又は受入機関の勤務時間管理責任者等は、常時、リサーチ・レジデントの出勤の確認を行うものとする。

（休暇）

第4条 年次休暇として、当該年度の在職期間に応じて次のとおり付与する。

(1)	11月を越え	1年以下の期間	10日
(2)	10月	11月	9日
(3)	8月	10月	8日
(4)	7月	8月	7日
(5)	6月	7月	6日
(6)	5月	6月	5日
(7)	4月	5月	4日
(8)	3月	4月	3日
(9)	1月	3月	2日
(10)	1月に達するまでの期間		1日

2 年次休暇は採用日から当該年度末までの間にこれを受けるものとし、未使用の日数があっても繰越しは行

わないものとする。

3 次に該当する場合は、特別休暇として、それぞれに定める範囲内の期間の休暇を受けることができる。

(1) 父母、配偶者又は子が死亡したとき 連続7日以内(土・日含む)

(2) 祖父母又は兄弟姉妹が死亡したとき 連続3日以内(土・日含む)

(3) 配偶者の父母が死亡したとき 連続5日以内(土・日含む)

(4) 前各号に掲げる場合の葬儀参列のため、遠隔地の間を往復するとき必要な旅行日数

4 第1項及び前項の休暇は、有給とする。

5 休暇を取得しようとするときは、休暇簿に記入のうえあらかじめ受入研究者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ届出ることができなかつたときは、事後速やかに届出て承認を受けなければならない。

6 休暇は、1日又は1時間を単位として、請求することができる。ただし、年次休暇の請求については、業務上支障があると認めるときは、その期日を変更させることができる。

7 1時間を単位として取得した年次休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

(欠勤)

第5条 前条の休暇以外で勤務しない場合は、欠勤とする。

(出張)

第6条 学会出席等により出張する場合は、出張申請書にて財団へ申請する。

(給与)

第7条 リサーチ・レジデントが受ける給与は、規程に定める支給基準によるほか、その勤務状況に基づき支給する。

2 月の途中で新たにリサーチ・レジデントとなった者及び退職した者に対する給与は、1月当りの総支給額を当該月の土曜日、日曜日を除いた日数で除し、これに勤務した日数を乗じた額を支給する。

3 通勤手当の算出・支給方法は1ヶ月単位とする。

(1) 鉄道・バスを利用する場合は交通機関で発行されている1ヶ月定期券の金額を基準とし、決定する。

(2) 毎月の給与支給日に支給する。

(3) 月の全日数を欠勤する場合は支給しない。

4 住居手当は、財団の厚生労働科学研究推進事業 給与等規程の“住居手当の支給額等”により支給する。

ただし、月の全日数を欠勤した場合は支給しない。

(健康診断)

第8条 リサーチ・レジデントの健康診断は、受入機関の長の定めるところにより、受入機関の職員に準じて実施するものとする。受入機関の健康診断実施時または個人で受診し、費用については、受入機関または個人の請求に応じて財団が負担することとする。

(様式の定め)

第9条 この細則各条に定めるものの様式については、次の各号に定めるものとする。

(1) 第3条	出勤簿	別紙11
(2) 第4条第1項	年次休暇簿	別紙12
(3) 第4条第3項	特別休暇簿	別紙13

2 前項に定める様式使用については、受入機関の様式を準用することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この細則の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この細則の一部改正は、平成24年4月10日から施行する。